

# 平成 23 年度の岩手県最低賃金が変わります。

## 必ずチェック最低賃金！ 使用者も、労働者も

最低賃金件名	時間額 (円)	適用対象	
岩手県最低賃金 (平成 23 年 11 月 11 日発効)	645	全産業の全労働者に適用されます。	下記の労働者については、産業別最低賃金の適用が除外され、岩手県最低賃金が適用されます。
鉄鋼業、金属線製品、 その他の金属製品製造業 (平成 24 年 1 月 27 日発効)	720	鉄鋼業、金属線製品（ねじ類を除く）、その他の金属製品製造業に適用されます。（注1） ただし、鉄鋼業のうち高炉による製鉄業、銑鉄鋳物製造業、可鍛鋳鉄製造業、鉄鋼シャースリット業、鋳鉄管製造業及び他に分類されない鉄鋼業については、岩手県最低賃金が適用されます。	(1) 18 歳未満又は 65 歳以上の労働者 (2) 雇入れ後 6 ヶ月未満の労働者であつて、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する労働者 (4) 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業については、上記(1)～(3)の労働者のほか、 ① 手作業による包装又は袋詰め業務に主として従事する労働者 ② 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、かしめ、取付け、巻線又はバリ取りの業務に主として従事する労働者 (5) 光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業については、上記(1)～(3)の労働者のほか、手作業による包装、袋詰め又はバリ取り若しくは検品の業務に主として従事する労働者
電子部品・デバイス・ 電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業 (平成 24 年 3 月 10 日発効)	703	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業に適用されます。（注1） ただし、電気機械器具製造業のうち民生用電気機械器具製造業、電球・電気照明器具製造業、電池製造業、医療用計測器製造業（心電計製造業を除く）及びその他の電気機械器具製造業については、岩手県最低賃金が適用されます。	
光学機械器具・レンズ、 時計・同部分品製造業 (平成 24 年 1 月 27 日発効)	709	光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業に適用されます。（注1）	
各種商品小売業 (平成 23 年 3 月 12 日発効)	711	各種商品小売業（衣食住にわたる各種商品を販売する事業所で、その事業所の性格上いずれが主たる販売商品であるか判別できない事業所）に適用されます。（注1）（注2）	
自動車小売業 (平成 24 年 1 月 27 日発効)	729	自動車小売業のうち自動車（新車）小売業、中古自動車小売業、自動車部分品・附属品小売業に適用されます。（注1） なお、二輪自動車小売業（原動機付自転車を含む）については、岩手県最低賃金が適用されます。	

注1： これらの産業における、管理、補助的経済活動を行う事業所（本社等の事業所）、純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動がこれらの産業に分類されるもの）は、それぞれの産業別最低賃金が適用されます。

注2： 衣食住にわたる各種商品を販売する事業所で、主たる販売商品が判別できる事業所は、別の該当業種が適用されることがあります。

- すべての事業主は、雇用する労働者（パートタイマー、臨時、アルバイト等を含む。）に最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。また、最低賃金額を理由に、労働者の賃金を引き下げることは許されません。
- 複数の最低賃金が適用される場合は、最も高い最低賃金額を支払わなければなりません。
- 最低賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、賞与、時間外・休日・深夜手当等は含まれません。
- 事業主は、最低賃金の概要を常時作業場の見やすい場所に掲示するなどの方法で、労働者に周知する措置をとらなければなりません。
- 労働者は、事業場に最低賃金法令違反の事実がある場合は、その事実を労働基準監督署に申告することができます。事業主は、申告したことを理由として、労働者に対し解雇その他不利益な取扱いをすることは禁止されています。
- 岩手労働局長の許可（最低賃金の減額特例許可）を受けることにより、個別に減額された最低賃金を適用することがあります。

詳しくは、岩手労働局労働基準部賃金室又は最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

岩手労働局賃金室Tel：019-604-3008

各労働基準監督署 盛岡：019-604-2530 宮古：0193-62-6455 釜石：0193-23-0651 花巻：0198-23-5231

一関：0191-23-4125 大船渡：0192-26-5231 二戸：0195-23-4131